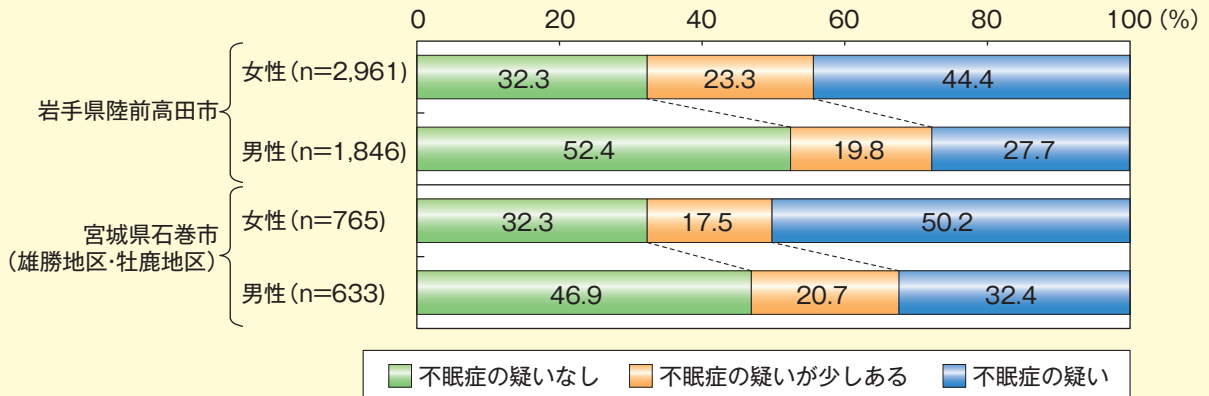
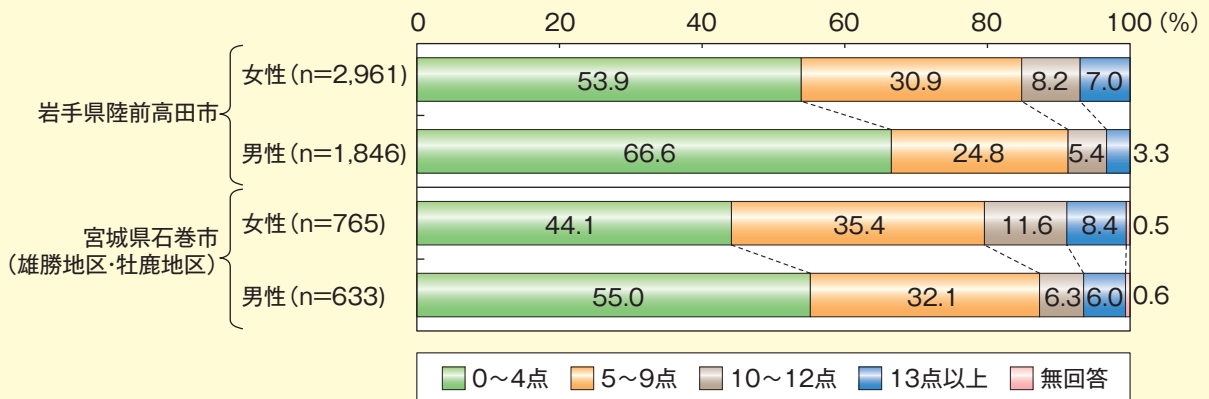


第8図 睡眠に関する状態（陸前高田市, 石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人が集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 4. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。
 5. WHO（世界保健機関）が中心となって設立した「睡眠と健康に関する世界プロジェクト」が作成した不眠症判定法（アテネ不眠尺度）に基づき調査した結果。回答者は、睡眠に関する8つの問について過去1か月間の状況に基づいて回答し、その合計点数によって不眠症の度合いを判断する（0～3点：不眠症の疑いなし、4～5点：不眠症の疑いが少しある、6点以上：不眠症の疑い）。

第9図 こころの状態（陸前高田市, 石巻市）（男女別）



- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班（研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長）資料より作成。
 2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人が集計対象である。
 3. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
 4. 宮城県石巻市（雄勝地区・牡鹿地区）は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。
 5. 米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害等の精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された「K6」という尺度を用いて調査した結果。心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。回答者は、6つの問に回答し、その合計点数によってこころの状態を判断する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

6 犯罪被害・暴力被害等の状況

岩手県、宮城県及び福島県における刑法犯の認知件数（平成23年度）は、各県共に前年度から約14～20%減少しており、全国よりも被災3県の減少率が高くなっている（第10表）。

性犯罪についても、強姦、強制わいせつの認知件数は、おおむね前年度に比べて減少している（第11表）。

内閣府では、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県、24年2月11日から福島県において、地方公共団体及び民間団体と協働し、全国の相談員の協力を得て、電話や面接により、東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を行っている。

「配偶者のアルコール依存が進み暴力がひどくなった」、「自宅が全壊して移り住んだ環境に配偶者がなじめず、イライラして当たり散らされる」、「震災で住まいと仕事を失い、別居していた配偶者と同居したが暴力に耐えられない」、「震災後に元交際相手が支援物資を持って駆け付けてくれ、心細さからよりを戻したが、暴力がひどくなり怖い」などの相談が寄せられている。

第10表 岩手県・宮城県・福島県における刑法犯の認知件数

（単位：件）

	平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	6,337	7,365	-14.0%
宮城県	20,144	24,354	-17.3%
福島県	15,621	19,586	-20.2%
3県合計	42,102	51,305	-17.9%
(参考)全国	1,468,549	1,570,050	-6.5%

（備考）1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第11表 岩手県・宮城県・福島県における性犯罪の認知件数

（単位：件）

		平成23年度	平成22年度	増減率
岩手県	強姦	9	14	-35.7%
	強制わいせつ	41	46	-10.9%
宮城県	強姦	15	27	-44.4%
	強制わいせつ	145	138	5.1%
福島県	強姦	16	17	-5.9%
	強制わいせつ	87	122	-28.7%
3県合計	強姦	40	58	-31.0%
	強制わいせつ	273	306	-10.8%
(参考)全国	強姦	1,185	1,269	-6.6%
	強制わいせつ	6,974	7,003	-0.4%

（備考）1. 警察庁資料より作成。
2. 各年度とも、3月～翌年2月までの間。なお、平成23年度は24年3月現在の暫定値である。

第3節 復興に関する施策

1 復興の基本的枠組み

平成23年6月に成立した東日本大震災復興基本法には、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が掲げられている。

東日本大震災復興対策本部が平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」には、基本的考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが明記され、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが記載された。

有識者から成る東日本大震災復興構想会議は15人中1人、同会議の下に置かれた東日本大震災復興構想会議検討部会は19人中2人が女性委員であったが、平成24年2月の復興庁の発足に伴い新設された復興推進委員会では、15人中4人が女性委員となっている。

2 地方公共団体における復興への取組

被災沿岸市町村のうち、国の職員が赴き復興計画策定を技術的に支援した43市町村について調査したところ、平成24年4月現在、復興計画の策定に当たり外部有識者を含めた委員会等を設置している38市町村の委員会における女性委員は、751人中84人(11.2%)となっている。このうち9市町村では、女性委員がゼロである。

3 被災地における女性の就業・起業等の支援

被災した地方公共団体の多くで、震災前から、高齢化や人口減少が進んでいる。地域における暮らしの再生に当たっては、少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いとともに、女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画することが重要である。

被災地では、避難所の炊き出しのボランティアとしての活動がきっかけとなり、弁当製造販売事業やコミュニティ・カフェ等の新しい事業が生まれている。

各府省において、被災地における女性の就業・起業等を支援する取組が実施されている。

第4節 東日本大震災の教訓を未来へ

1 中央防災会議等の動き

中央防災会議では、平成23年12月に「防災基本計画」を修正し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めること、仮設住宅の運営管理において女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮することといった内容をより具体的に盛り込んだ。

中央防災会議は27人中2人、同会議の下に置かれた防災対策推進検討会議は20人中5人が女性委員となっている。

東日本大震災の発生とその後の対応の教訓を踏まえて、地方公共団体においても、地域防災計画を修正する動きが出ている。平成23年度中に、27道府県が地域防災計画を修正した。

災害対策基本法に基づき、地方公共団体が設置する地方防災会議における女性委員の割合は、平成24年4月現在で、都道府県では4.5%（前年3.5%）となっている。前年の状況と比べると、女性委員がゼロの都道府県は、12都府県から6都県に減少した(第12表)。

このような取組をより一層推進していくため、内閣府及び消防庁は、平成24年5月に、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について、各都道府県宛てに通知した。

さらに、第180回国会に提出された「災害対策基本法の一部を改正する法律案」においては、地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、地方防災会議の委員について自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できるものとされている。

第12表 地方防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
北海道	58	4	6.9	5.2
青森県	49	4	8.2	4.1
岩手県	57	1	1.8	1.8
宮城県	49	1	2.0	2.1
秋田県	54	2	3.7	5.8
山形県	50	2	4.0	4.0
福島県	49	3	6.1	8.2
茨城県	45	1	2.2	2.2
栃木県	49	2	4.1	2.0
群馬県	42	1	2.4	2.4
埼玉県	63	3	4.8	3.3
千葉県	54	1	1.9	1.9
東京都	62	0	0.0	0.0
神奈川県	49	5	10.2	0.0
新潟県	58	4	6.9	6.9
富山県	56	4	7.1	7.4
石川県	60	2	3.3	3.3
福井県	55	1	1.8	0.0
山梨県	55	1	1.8	1.9
長野県	57	1	1.8	0.0
岐阜県	51	3	5.9	4.0
静岡県	48	2	4.2	2.0
愛知県	66	0	0.0	0.0
三重県	48	1	2.1	6.5
滋賀県	51	1	2.0	2.0
京都府	59	3	5.1	5.2
大阪府	53	1	1.9	0.0
兵庫県	49	3	6.1	0.0
奈良県	53	4	7.5	1.9
和歌山県	48	0	0.0	0.0
鳥取県	54	9	16.7	16.7
島根県	59	8	13.6	8.5
岡山県	48	3	6.3	2.2
広島県	55	0	0.0	0.0
山口県	57	1	1.8	3.5
徳島県	53	10	18.9	20.0
香川県	50	4	8.0	8.2
愛媛県	44	0	0.0	2.3
高知県	52	3	5.8	0.0
福岡県	48	0	0.0	0.0
佐賀県	52	3	5.8	3.9
長崎県	66	3	4.5	4.7
熊本県	56	1	1.8	1.9
大分県	44	2	4.5	6.8
宮崎県	45	1	2.2	2.3
鹿児島県	56	1	1.8	1.8
沖縄県	50	3	6.0	0.0
合計	2,486	113	4.5	3.5

政令指定 都市	委員総数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性割合 (%)	(参考) 前年の女性 割合 (%)
札幌市	62	4	6.5	6.6
仙台市	63	2	3.2	4.9
さいたま市	82	5	6.1	4.9
千葉市	69	2	2.9	4.4
横浜市	60	2	3.3	1.8
川崎市	68	3	4.4	4.7
相模原市	47	2	4.3	2.2
新潟市	61	4	6.6	5.1
静岡市	45	4	8.9	8.9
浜松市	32	2	6.3	6.3
名古屋市	63	8	12.7	13.3
京都市	47	3	6.4	6.5
大阪市	50	4	8.0	8.0
堺市	50	2	4.0	4.3
神戸市	61	1	1.6	1.6
岡山市	49	20	40.8	40.8
広島市	70	3	4.3	4.3
福岡市	68	6	8.8	3.1
北九州市	60	17	28.3	6.3
熊本市	62	5	8.1	6.6
合計	1,169	99	8.5	7.2

(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 平成24年4月現在。